

西川町花いっぱい運動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、環境美化活動を通じて潤いある街づくり、地域コミュニティの推進を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、西川町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年10月町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地区、町内会、子ども会、老人クラブ等の活動人数が5名以上で組織する団体であること。
- (2) 町の美化活動を目的としたものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 当運動の補助対象は、町又は他の団体からの補助金及び交付金を受けていない部分の経費であること。
- (5) 当運動を実施しようとする土地について、所有権、地上権その他の権利（道路、公園、広場等の公共施設にあっては、管理者の承認）を有する者又はこれらの権利を有するものから花壇等の設置及び管理について許可を得たものであること。

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、花いっぱい運動に係る苗代を含む資材等に要する経費を対象とする。ただし、補助金の限度額は1団体2万円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第5条に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 位置図
- (4) 現況写真（補助事業着手前のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、西川町花いっぱい運動補助事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）により町長の承認を受けること。ただし、町長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、西川町花いっぱい運動補助事業取下げ・中止・廃止届出書（別記様式第4号）により町長より承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第6条 規則第14条に規定する補助金実績報告書は、西川町花いっぱい運動補助事業実績報告書（別記様式第5号）とし、次に掲げる種類を添付して、遅滞なく町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 収支決算書（別記様式第7号）
- (3) 対象経費に係る領収書の写し
- (4) 補助事業の実施状況写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、規則第15条の規定により確定払により交付するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、**つなぐ課長**が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。